

情 個 審 答 申 第 8 号

令和8年（2026年）8月7日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）2月3日付け、熊水経発第225号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和3年（2021年）5月28日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及びその添付資料の保有個人情報開示（全部開示）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）は、審査請求人の保有個人情報開示請求の対象として各協議議事録の添付資料を追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）6月5日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、令和3年（2021年）5月28日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及びその添付資料の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和6年（2024年）7月17日、実施機関は、これに対して、協議議事録（全24回分）について、保有個人情報開示（全部開示）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年10月15日、審査請求人は、協議議事録の添付資料の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 開示されている資料は、審査請求人と上下水道局関係者との間の協議内容を記録した「協議議事録」のみであり、協議議事録において言及している次に記す資料が開示されていない。

ア 同議事録中の「資料の欄」に記されているそれぞれの資料。

イ 「協議内容」を記す本文において、審査請求人に対して「提示して」、「提示した」又は「資料を(略)提示」等の「提示」の用語を用いて審査請求人に対して提示していることが記されているそれぞれの資料。

ウ 「協議内容」を記す本文において「別添」又は「別紙」として記されているそれぞれの資料。

よって、アないしウの資料について、全部開示を求める。

- (2) 協議議事録の様式、構成からすると、「資料の欄」に記載された資料、同議事録の本文において資料名に言及して、その後に「提示して」、「提示した」等の語句を続け

ていることの文脈からすれば、当然の外形的事実として、これらの資料は、協議議事録に添付されて報告・供覧されているものと見て取れる。これらの資料が、協議議事録に添付されないままに下水道維持課の事務事業を管掌している部長、また、上下水道局の事務事業の統轄者である管理者に報告されているとするならば、部長及び管理者の側からすれば、協議議事録の記録をなした者等は、部長及び管理者に対して、いかなる資料を提示したかを作為の意図をもって、知らせめない、知ることができない報告をしていることになる。このこと、組織内において、余程にずさんな事務処理を認める特異の組織風土が存在するのであれば別ながら、熊本市という行政組織内において、このようなことが実際に在り得るのか、行われているのかにつき、大疑である。

2 実施機関の主張

本件は、審査請求人が請求した本件開示請求における開示請求書に記載された、開示を求める個人情報に該当する保有個人情報について、不開示情報が含まれていないことから保有個人情報開示（全部開示）決定処分をしたものである。

審査請求人が主張する1（1）アないしウについては、このうち保有個人情報開示請求書の「開示を求める個人情報」に該当するウの全部開示を決定した。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている保有個人情報は、令和3年（2021年）5月28日から令和5年（2023年）6月12日までの間に熊本市上下水道局職員と審査請求人との間で行われた協議の内容を記録した協議議事録及びその添付資料である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

本件開示請求に対して、実施機関は、いくつかの添付資料を除き、各回の「協議議事録」のみを対象保有個人情報として特定し、開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、その他の「協議議事録」の添付資料も開示すべきと主張する。

この点、本件開示請求の開示請求書の「開示を求める個人情報」の欄には、「協議内容を記録した文書に添付の資料がある場合は、この添付資料を含む。」と記載されており、対象として協議議事録に添付された資料も含まれることは明らかである。また、同議事録中の「資料の欄」に資料の名称が記載されているものがあるほか、別紙があること等も記されており、協議議事録に添付資料があることが示唆されている。

そうであるとすれば、実施機関としては、「協議議事録」といくつかの添付資料のみでは足りず、各協議議事録に添付されたその他の資料も対象保有個人情報として特定すべきであった。

したがって、全ての添付資料を本件開示請求に対する保有個人情報として特定しなかった実施機関の判断は、妥当とはいえない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 2 月 4 日	熊本市上下水道事業管理者から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）2 月 3 日付け）を受けた。 熊本市上下水道事業管理者から審査請求書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から弁明書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 5 月 2 2 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 7 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 7 日	答申案の審議を行った。